

就学援助費についてのお知らせ

就学援助費は、医療費を除き、同封の「就学援助認定結果通知」に記載されている口座名義人に振込みます。裏面の支給明細表により支給金額を確認してください。

1 就学援助認定結果通知について

通知の記載内容を確認してください。認定年月日分から就学援助費が支給されます。

なお、認定区分（要保護、準要保護）により援助費目が異なります。

生活保護を受給している方は、支給明細表の「要保護者（生活保護を受けている方）用」にある援助費目のみ支給されます。その他の援助費目は、福祉課が担当（窓口）になります。

2 学校への納付について

就学援助の認定にかかわらず、学校に納める費用は必ず学校の指示どおりに納めてください。

3 学用品費通学用品費・修学旅行費・自然教室費・新入学児童生徒学用品費等（入学準備金）について

- | | |
|---------------|--|
| (1) 学用品費通学用品費 | 区の補助制度の対象に含まれない教材費等の一部を支給します。 |
| (2) 修学旅行費 | 全額区の補助対象となるため、就学援助からは支給されません。 |
| (3) 自然教室費 | 区の補助制度の対象に含まれない体験料等の一部を支給します。 |
| (4) 入学準備金 | 他制度の入学準備金事業により、令和9年度入学の児童・生徒には、10万円が支給されるため、原則、就学援助からは支給されません。転入等により未受給の就学援助認定者には、就学援助から支給します。 |

4 医療費について

学校で治療を指示された学校病（裏面参照）が対象です。これ以外の病気は援助の対象となりません。また、子ども医療費助成制度による「マル子医療証」をお持ちの場合は、「マル子医療証」が優先となります。この場合は、医療券の対象となりません。

5 足立区外に転出・足立区立以外の小中学校へ転校した場合について

足立区外に転出した場合、就学援助費は支給終了となります。転出（転校）先にて、就学援助を引き続き希望される場合、各自治体によって申請先や申請方法が異なります。通学先の学校及び居住地の自治体にご相談ください。

なお、足立区へ再転入して就学援助を希望される場合は、就学援助の再申請が必要となります。

また、引き続き足立区にお住まいで足立区立以外の小・中学校に通学する場合は、就学援助（区域外）の申請が必要となります。

6 支給月日について ※振込名は【アダチクシユウガクエンジヨヒ】となります。

支給月	7月	10月	12月	2月	3月
振込予定日	7月21日頃	10月19日頃	12月21日頃	2月25日頃	3月23日頃

※ 認定された時期により支給月に間に合わない場合は、次の支給月にまとめて支給します。

令和8年度 就学援助費支給明細表

「就学援助認定結果通知について」の認定区分欄を確認の上、下表を参照してください。認定区分（要保護、準要保護）により、援助費目等が異なります。

【お知らせ】

- 給食費及び修学旅行費は、区教育費負担軽減事業の補助対象になりますので、就学援助の支給はありません。
- 学用品費通学用品費は、区教育費負担軽減事業の補助に含まれない教材費等の一部を支給します。
- 入学準備金は、新小学1年生と小学6年生に他制度から10万円が支給されるため、原則、就学援助の支給はありません。
転入等により、他制度から支給されていない場合に限り、就学援助から支給します。
- 校外活動費・自然教室費については、年1回の支給です。一度支給された場合、次回以降の支給はありません。
- 自然教室費は、認定期間中に参加した児童生徒のみ支給します。

〔 要保護者（生活保護を受けている方）用 〕

単位：円

注1 支給月等	援助費目・学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
支給される 最初の月のみ	校外活動費（年1回の支給）	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	3,090	3,090	3,090
10月支給 (10/19頃)	自然教室費 5～9月実施校のみ (小5国立施設、小6日光、中1魚沼)					1,750	1,850	2,650		
12月支給 (12/21頃)	自然教室費 10～11月実施校のみ (小5国立施設、小6日光、中1魚沼)					1,750	1,850	2,650		
2月支給 (2/25頃)	卒業記念アルバム費(購入した場合のみ)						11,000			10,000
	自然教室費 12～2月実施校のみ (小5国立施設、小6日光、中1魚沼) ※小5、中1の冬季スキー実施校は下段を適用					1,750 ※5,000	1,850	2,650 ※6,850		
学校で発行する 医療券で受診	医療費（全学年、学校から治療の指示がある、右記の学校病のみ対象）	医療費は、う歯、トラコーマ、結膜炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、中耳炎、白せん・かいせん・膿かしん、寄生虫病のみが対象								

※その他の援助費目（学用品費通学用品費等）は、福祉課が担当(窓口)です。

〔 準要保護者（生活保護を受けていない方）用 〕

単位：円

注1 支 給 月 等	援 助 費 目 ・ 学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
支給される 最初の月のみ	校外活動費（年1回の支給）	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	3,090	3,090	3,090
7月支給 (7/21頃)	学用品費通学用品費（4.5.6月分） 新入学児童生徒学用品費等 （4月認定者のみ支給） ※入学前に支給済みの方は対象外	1,930	2,840	2,550	2,620	2,140	2,150	4,440	6,720	6,180
10月支給 (10/19頃)	学用品費通学用品費（7.8.9月分） 自然教室費 5～9月実施校のみ （小5国立施設、小6日光、中1魚沼）	1,920	2,730	2,460	2,520	2,040	2,040	4,440	6,660	6,180
12月支給 (12/21頃)	学用品費通学用品費（10.11月分） 自然教室費10～11月実施校のみ （小5国立施設、小6日光、中1魚沼）	1,280	1,820	1,640	1,680	1,360	1,360	2,960	4,440	4,120
2月支給 (2/25頃)	学用品費通学用品費（12.1.2月分）	1,920	2,730	2,460	2,520	2,040	2,040	4,440	6,660	6,180
	卒業記念アルバム費(購入した場合のみ)						11,000			10,000
	体育実技用具費（今年度認定期間中に、体育の授業で購入する場合のみ支給。ただし、在籍中1回のみ支給。）							柔道・剣道（実費支給） 限度額 柔道7,650 剣道52,900		
	通学費（特別支援学級に限ります）	最も経済的な通常の経路及び方法で算定								
	自然教室費12～2月実施校のみ （小5国立施設、小6日光、中1魚沼） ※小5、中1の冬季スキー実施校は下段を適用					1,750 ※5,000	1,850	2,650 ※6,850		
3月支給 (3/23頃)	学用品費通学用品費（3月分）	640	910	820	840	680	680	1,480	2,220	2,060
学校で発行する 医療券で受診	医療費（全学年、学校から治療の指示がある、右記の学校病のみ対象）	医療費は、う歯、トラコーマ、結膜炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、中耳炎、白せん・かいせん・膿かしん、寄生虫病のみが対象								
参考	学用品費通学用品費（クラブ活動費含む） ただし4月分のみ小1 ¥650、小2 ¥1020、 小3 ¥910、小4 ¥940、小5 ¥780、小6 ¥790 中2 ¥2,280	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
		640	910	820	840	680	680	1,480	2,220	2,060

注1 認定された時期等により支給月の支払いに間に合わない場合は、次の支給月にまとめて支給します。